

あります。

周禮注疏卷十（地官司徒）二十枚裏九行の經文「以本俗六安萬民、一曰媿宮室、二曰族墳墓、三曰聯兄弟、四曰聯師儒、五曰聯朋友、六曰同衣服。」の鄭注に本猶舊也とあります。

こゝに於て本と舊とは相同じく見て差支ないことと思ひます。之は今まで論じて來た本字は舊字の意味であることを立證してゐるものであります。宜なる哉、陸徳明自身もその禮記注疏卷四十四（喪大記）十枚表九行の經文「徹帷、男女奉尸、夷于堂、降拜。」の釋文に於て説明して、夷于堂、如字、陳也。本或作俛、同音移、一本作奉尸于堂。といつて夷を説明する同一場所に於て、本と一本とを相並べてゐるのは、明に本は一本の意味でなくして、舊の意味であることを自認してゐるものといはねばなりません。尙三四之と同様な例がありますが、こゝに省略して本講を終ります。（昭和七年十一月十二日）

## 竹書紀年について

原 富 男

一、竹書紀年の價值——價值は古本に在るので今本にはない。——杜預先づ之を認め、爾後諸書援用——紀年可以正經史曆法之誤——結語

二、汲冢出土考——汲冢出土とは、——汲冢出土の時、——埋藏の時及び發掘の場所——襄王の墓の出土篇目——杜預の篇目——東晉傳の篇目——書斷の篇目——汗簡所引晋史の篇目——紀年及師春の出土は確實。

三、紀年校訂者及び篇卷考——校訂者——校訂の順序——杜預見紀年之時、——紀年校訂完成の仕方——

杜預所見の紀年は如何なるものか、——紀年起自——黃帝之證——篇卷——十三篇と——十二篇說——十三篇說成——十三篇說を採る理由

唐志十——波家古——沈約——水經注——附注——紀文——紀竹卷の内容

四、古本散失考及び今本考——古本散失考——竹簡既に——輯校——今本とは何ぞ——宋志三——波家周書宋——時已不得見

紀年原始宋時——宋志三卷——政和間黃氏所見——紀年は黃氏所見師春五篇中——黃氏訂偽三——宋志竹——宋時他書所引——元明來——已不得見之證——本の成立——師春五篇の内容——僅にその一部を止めしのみ——篇本師春——書三卷——紀年の母體——傳二卷

本——今本とは——即ちこれ——今本と古書所引との差異の程度——今本と古本との体裁——古本の——古本輯校——體裁上——今本無用の理由

五、現存善本考——明以後の傳本——清朝以前——清朝の——善本考——雷氏の——王氏の——附雷學淇の傳。

### 一、竹書紀年の價值

價值は古本に在る——竹書紀年の價值をいふ前に一言しておくべきは、竹書紀年は戰國晉魏の史記で、等しく竹書紀年といふも、之には(一)四庫全書總目卷四十七取載の竹書紀年内府藏本及び之と内容を同じくする二卷本なる今本と、(二)古本との二種があるといふことである。この古本と今本とに就いて、明確なる區別を立て、その源流を尋ねようとするのが、この話の主目的であるが、當初に概言すれば、價值は今本に於ては周宣王より以前に於ては、之を認めることができるが、以後に於ては、輯校古本に於てのみ之を認めることができるのである。

杜預先づ之を認め諸書援用

さて、竹書紀年の價值は、汲冢發掘當時、杜預が之を親見して、先づその左傳に益あるを認め、<sup>1</sup>爾來、經史改誤の證據として、諸多の注釋者に援用されたのである。その最も多く援用してゐるのは、司馬貞の史記索隱であるが、更に古く、且つ正確なのは、酈道元の水經注である。今魏晉唐宋の間に於て、援用してゐる書目の主なるものを擧ぐれば、大体次の如くである。

- 一、郭璞穆天子傳 二、酈道元水經注 三、劉知幾史通 四、李善文選注
  - 五、瞿曇悉達開元占經 六、司馬貞史記索隱 七、楊士勛穀梁傳疏 八、裴駟史記集解
  - 九、王存元豐九域志 十、羅泌羅莘路史 十一、鮑彪戰國策注 十二、董道廣川書跋
- 又、現在經史等の誤衍を正すに足る具体例は、雷學洪の調査によれば<sup>2</sup>

一、經學の誤を正すものが三百餘事ある。

二、史書の誤を正す例としては、晉書司馬彪傳によれば、譙周は、史記は周秦より以上、或は俗語百家の言を採つて、専ら正史に據らず、故に古史考書二十五篇を作つて、以て遷の謬誤を糾すといひ、司馬彪は、紀志傳八十篇を作り、號して續漢書と曰つてゐるが、之を作るに當つて、譙周の書未だ盡くは善からざるを以て、又、紀年の義に據つて古史考中百二十二事を條して不當となしてゐるのである。司馬彪は、晉惠帝の末年に卒してゐる。而して年六十餘であるから、紀年校訂完成の頃は五十歳前後であつて、たしかに、汲冢紀年の原始を見てゐるのである。今この二書は、共に傳つてゐないが、紀年の史

<sup>1</sup> 爲其粗有益於左氏、故略記之、附集解之末焉。(春秋左氏傳注疏卷六十後序による)

<sup>2</sup> 雷學洪重校竹書紀年の紀年辨誤及び竹書紀年義證四十卷(原稿本)に詳かである。

學に益あることは、固より章々たるものがある。私は周の安王以後百五十五年間の諸侯年表を作つて見たが、紀年によつて益せられること甚だ多いのである。<sup>4</sup>

三、曆法の誤を正すものとしては、雷學淇が「治曆之術、代各不同、古所傳殷周魯曆及漢之太初三統最疏、東漢以後、歲差之說起、而法漸密、然宜于今者、或不能合于古、驗于前者、或不能施于後、此無他、積算各殊、歲差之、數未確也、云云」<sup>5</sup>といつて、曆法の誤を竹書紀年の紀年によつて正す實例を、その紀年辨証中に舉げ、尙その篆証に詳細なる説明を加へてゐるのである。

要するに、竹書紀年は魏（周末の）の史記である。秦は天下の詩書を焼いたが、諸侯の史記が最も甚しかつたことは、その事情の上から肯定される。それで、春秋以外に於ては、獨り之のみが家中に藏されて免るゝを獲て後世に傳つたのである。故に、その原始をできるだけ正確精密に探索し輯校し得れば先秦の記録を直接看るといふことになり、以て後世編成の經史を正すことができるといふのである。

然らば、先秦の古書たるこの文献が、如何にして後人の親見を得るに至つたか。こゝに有名なる汲冢出土の事實を、簡單ながら一通り知る必要がある。

3 譙周は三國廣安人、字允南、晉泰始六年（武帝）卒、汲冢發掘前十年、晉書司馬彪傳曰「初（譙）周以司馬遷史記書周秦以上、或採俗語百家之言、不專據正經、周於是作古史考二十五篇、皆憑舊典、以糾遷之謬誤、彪復以周爲未盡善也、條古史考中凡百二十二事、爲不當、多據汲冢紀年之義、亦行於世。外傳に詳してある。

4 紀年辨証の「紀年可以正曆法之誤」

## 二、汲冢出土考<sup>1</sup>

汲冢出土といふのは、晋初汲郡汲縣の古墳から、先秦の竹簡が、數多發掘されたといふことである。今、(一)その發掘の年。(二)發掘の場所と埋藏の時、(三)出土の篇目の三項について、諸説を綜合して簡單にその結論を見ようと思ふ。

一、汲冢出土の時 先づ汲冢出土の時に就いては、

一、晋武帝太康元年説

二、太康二年説

三、咸寧五年説

の三説がある。一は杜預の左傳後序の「太康元年三月、吳寇平、會汲郡汲縣、有發其界内舊冢者、大得古書」<sup>2</sup> 王隱の晋書束皙傳の「太康元年、汲郡民、盜發魏安釐王塚、得竹書」<sup>3</sup> 衛恒四體書勢の「太康元年、汲縣人、盜發魏襄王塚、得策書十餘萬言」<sup>4</sup> 及び後序の説を襲うた隋書經籍志の所載<sup>5</sup> に據るものである。

1 之については神田喜一郎氏の論文汲冢出土考(支那學第一卷、第一・二號)及び小川琢治氏穆天子傳考に於て論議されてゐるが、清朝人の風の研究し、論決してゐるところを一步も出てゐない。むしろ之を日本文に書き改め、些か梅鹽したといふ程のものである。

2 再見。

3 見左傳後序正義。

4 晋書衛恒傳所載による。

5 古史之部に曰く「至晋太康元年、汲郡人、發魏襄王冢、得古竹簡

書云云」。6 平津館叢書校正穆天子傳荀勗穆天子傳序による。

二、は荀勗穆天子傳序の「古文穆天子傳者、太康二年、汲縣民不準、盜發古冢、所得書也」<sup>6</sup> 晋書東哲傳の「初太康二年、汲郡之人不準、盜發魏襄王墓云云」<sup>7</sup> 廣川書跋所載の太公廟碑の「太康二年、縣之西偏、有盜發冢而得竹策之書云云」<sup>8</sup>とあるに據るものである。

三、は晋書武帝紀の「咸寧五年冬十月、汲郡不準、掘魏襄王冢、得竹簡小篆古書、咸寧、史記周本紀正義誤引作咸和」<sup>9</sup> 法書要錄所載張懷瓘書斷上の「咸寧五年、汲郡人不準、盜發魏安釐王冢、得冊書千余萬言云云」<sup>10</sup> 及び郭忠恕汗簡略叙引晋史の「咸寧中、汲縣人、盜魏安釐王冢、得竹書十餘萬言云云」<sup>11</sup>とあるに據るのもである。

右三説を順次に考察するに、夫々証據とするところがあるが、雷學淇は之等諸説を夫々生かして、「竹書發于咸寧五年十月、明年三月（即ち太康元年である）吳郡平、遂上之、帝紀之說錄其實也、餘就官收以後、上于帝烹時言、故曰太康元年、東哲傳云二年、或命官校理之歲也」<sup>10</sup>と結論してゐる。<sup>11</sup> 賛同すべきである。

二、埋藏の時及び發掘の場所 埋藏の時の推定は同時に何人の古墳であつたかを決定し得る關係になつてゐる。之に關しては二説ある。即ち

一、發掘された古墳は安釐王の冢である。

7 金石萃編卷二十五にも載つてゐる。 8 津逮秘書本による、張懷瓘は唐時の人。 9 鄭珍の鑿異本による。 10 紀年考證。  
11 この結論は神田小川兩氏共に之を襲うてゐる。

二、安釐王ではない、襄王の墓である。<sup>12</sup>

併しながら、杜預は太康三年（A.D. 二八二年）から上に推算して五百八十一年<sup>13</sup>（bc 二九九年）廬无忌<sup>14</sup>及び荀勗<sup>15</sup>は共に秦始皇坑儒の前八十六歳（B.C. 二九八年）としてゐる。而して、私の考定した年表に據れば、襄王二十年は壬戌である。（B.C. 二九九年）。杜預が哀王二十年として、推校して壬戌としたのに合する。<sup>16</sup>その後三年にして冢が始めて出来上つたとすれば、<sup>17</sup>その年はB.C. 二九六年乃至二九八年である。然るに、もし安釐王の墓とすれば、これより五十三年後になる。即ち秦始皇五年以降となるが、かゝる理はあり得ない。その他証據が少くないから、二、説をとることになり、埋藏時はB.C. 二九六——二九八年として魏襄王の墓であると推定するものである。

然らば、その襄王の墓は何處にあつたか。發掘の場所は汲郡汲縣の舊冢である。晋の汲郡汲縣は今の河南省衛輝府治汲縣の西南である。清一統志（卷一五八）によれば、冢は今の縣の西二十里に在る。今の汲縣は、北齊の伍城である。隋以來之を呼んで汲縣としたのである。この地は戰國時代に在つては、

12 この外、玉海四十七、晋竹書紀年の條の注所錄の「韓憲黃陵廟碑引竹書紀年、齊文惠太子鎮雍州、有盜發楚王冢、獲竹簡書、青絲綸簡、廣校分長二尺、王僧虔曰、是科斗書云云」といふ説があるが、採るに足らぬものである。13 左傳後序曰、下去今太康三年五百八十一歲。14 津逮秘書本、廣川書、跋所錄の太公碑に曰く「書藏三年當秦坑儒之前八十六年云云。」廬无忌はこの碑の建設者（酈道元水經注卷九）15 平津館叢書校正穆天子傳所錄荀勗穆天子傳序に曰く「案史記六國年表、自今王二十一年至秦始皇三十四年燔書之歲、八十六年云云」16 左傳後序による。17 史記魏世家索隱「汲冢紀年、終於哀王（實は襄王）二十年、昭王三年喪畢、始稱元年也」によつて、造墳要三年の説を得。この問題を考ふるについては「哀王」の存否が問題となるのであるが、哀王を立てるのは、史記の明瞭なる誤である。

城邑があつた。史記秦本紀莊襄三年「蒙驩攻汲縣拔之」とあり、始皇本紀に「又七年蒙驩兵攻汲」とある。これによれば、この地は秦魏兩國爭奪の地であつたのである。前掲太公廟碑は酈道元水經注卷九、<sup>18</sup>及び元和郡縣志卷十六<sup>19</sup>によつて、その位置は汲郡汲縣であり。その碑文中、「縣之西偏、有盜發冢而得竹策之書云云」とあるによつて、その場所は自らこゝに論定されるのである。

三、出土篇目 晋咸寧五年、汲郡汲縣の魏の襄王之墓から、如何なる竹簡が發掘されたか。

左傳後序によれば、汲冢出土の篇目は、一、周易上下篇。二、陰陽說。三、紀年篇。四、師春一卷といふことになる。

晋書束皙傳に<sup>20</sup> 據れば、一、紀年十三篇。二、易經二篇。三、易繇陰陽卦二篇。四、卦下易經一篇。五、公孫段二篇。六、國語三篇。七、名三篇。八、師春一篇。九、瑣語十一篇。十、梁丘藏一篇。

18 「縣故汲郡治、晋太康中立、城西北有石梁水、飛湍潏急、人亦謂之礮溪、言太公嘗釣於此也、城東門北側有太公廟、廟前有碑……晋太康中范陽盧无忌爲汲令、立碑于其上云云。19 比干墓及廟、在縣北十里、太公廟在縣北西二十五里、太公即河内汲人也」

20 「初太康二年、汲郡人不準、盜發魏襄王墓、或言安釐王家、得竹書數十車、其紀年十三篇、記夏以來至周幽王爲夫戎所滅、以晋事接之、三家分、仍述魏事、至安釐王之二十年、蓋魏國之史書、大略與春秋皆多相應、其中經傳大異云云其易經二篇、與周易上下經同、易繇陰陽卦二篇、與周易略同、繇辭則異、卦下易經一篇、似說卦而異、公孫段二篇、公孫段與邵陟論易、國語三篇、言楚晋事、名三篇、似禮記、又似爾雅論語、師春一篇、書左傳卜筮、師春似是造書者姓名也、瑣語十一篇、諸國卜夢妖怪相書也、梁丘藏一篇、先叙魏之世、數次言丘藏金玉事、藏書二篇、論弋射法、生封一篇、帝王所封、大曆二篇、鄒子談天類也、穆天子傳五篇、言周穆王游行四海、見帝台西王母、岡詩一篇、畫贊之屬也、又雜書十九篇、周食田法、周書、論楚事、周穆王美人盛姬死事、大凡七十五篇、七篇簡書折壞、不識名題、冢中又得銅劍一枚、長二尺五寸、漆書皆科斗字、初發冢者、燒策照取寶物、及官收之、多虛簡斷札、文既殘缺、不復詮次、武帝以其書付秘書、校綴次第、尋考指歸、而以今文寫之、指在著作、得觀竹書、隨疑分釋、皆有義證。



十一、綴書二篇。十二、生封一篇。十三、大曆二篇。十四、穆天子傳五篇。十五、國詩一篇。十六、雜書十九篇。十七、別に折壞して名題を識せざるもの七篇。共七十五篇といつてゐる、

唐の張懷瓘の書斷によれば、一、寫春秋經傳。二、易經。三、論語。四、夏書。五、周書。六、瑣語。七、大曆。八、梁丘藏。九、穆天子傳。十、魏史。の十種である。

宋の郭忠恕の汗簡略敘所引の晋史によれば、一、寫春秋經。二、易經。三、論語。四、夏書。五、周書。六、瑣語。七、文曆。八、梁丘藏。九、穆天子傳。十、魏史の十種で書斷いふところと全く同じである。(文曆の文は大の訛であらう)

以上によつて、大體如何なるものが發掘されたかを知ることができる。併しながら諸記相異するところを如何に解決するかは、却て容易の問題ではなく、且その篇書の原物は勿論、兩三者を除いて外は絶えて傳本すらないのである。今驟かには之を考へる術がないのである。たゞ今日、その名稱を以て傳つてゐるものに、周書と紀年とがある。而して、上述諸記及び後述黃白思東觀餘論所述とに據つて、紀年及び師春なる篇の發掘されたこと、及び紀年が魏の史記であることは、甚だ明瞭なる事實であると考へることができる。今、こゝではこれだけの結論が、必要を満足せしめることを諒として、出土篇目全體に亘る考竅は別稿に譲ることにする。

### 三、紀年校訂者及び篇卷考

汲冢出土の諸篇は皆竹簡であつて、漆書或は墨書を以てした科斗の文字であるといふ。而も、初め冢

を發したものが、之を焼いて炬の代用とした残である。故に、官に收めたものは、燼簡斷札、文も既に  
殘缺されて、復た詮次すべからざるものがあつた。さればこゝに何人が、何時、如何に、之を校訂輯  
次したか、又、その篇卷が如何であつたか、重要な問題となるのである。

一、校訂者 汲冢出土の紀年を校訂したものには、荀勗、和嶠、衛恒、束皙、傅瓚等があり、之に關して  
論議批評校訂上の問題解決に貢獻したものは、王庭堅、王接、潘滔、摯虞、謝衡、等がある。<sup>2</sup>

二、校訂の順序 而して、荀勗と和嶠とは、太康の初に於て、既に同じく秘書に在つて、荀勗の卒は太康十  
年、和嶠の卒は元康二年である。衛恒が變に遭つて卒したのは元康元年、束皙が上書して佐著作郎に轉  
じたのは、元康七年である。されば、荀勗、和嶠が詔を奉じて紀年を校次したのは、太康の初であり、  
衛恒の考正は太康の末、束皙の述成は元康八年以後であると推定し得るのである。

三、紀年の校訂完成の仕方 王隱の晉書に「勗等於時即已不能盡識」(左傳後序正義引)とあり、左傳後序  
に「科斗書久廢、推尋不能盡通」とある。即ち、荀勗和嶠は詔を奉じて、校訂撰次、隸書を以て書寫  
したが、全部に亘つては、識通することができず、姑く闕疑しておいたところがあつたであらう。而し  
て、衛恒束皙が繼いで述成するに至つて、紀年の一書は始めて完備し、中經に列せられ、副は三閣に在

1 晉書束皙傳上掲參看、荀勗穆天子傳序に曰く「……皆竹簡素絲編、以臣勗前所考定古尺、度其簡、長二尺四寸、以墨書、一簡四十字  
云云」と(案ずるに四十字は十四字の誤であらう)

2 王隱晉書荀勗傳に曰く「荀勗字公曾、領秘書監、與中書令張華、依劉向別錄、整理錯亂、又得汲冢竹書、身自撰次、以爲中經、(見昭  
明文選王儉集序注)王隱晉書束皙傳に曰く「汲冢初得此書、表藏秘府、詔荀勗和嶠、以隸字寫之。(見左傳後序正義)」

つたといふことである。

四、杜預見紀年の時及び所見本は如何なるものか 然らば、左傳後序に於て、紀年の價值を認めてゐる杜預は、何時、紀年を見たかといふに、荀勗和嶠撰次の後にして、衛恒東哲考正の前であらうと推測できるのである。即ち晋書武帝紀に據れば、杜預は太康五年に卒してゐる、後序には「竹書藏於秘府、余晚得見之」といつてゐるが、この「晚」といふのは恐らくは、序文の頭初にある太康三年であらう。而して、その所見紀年は、荀勗和嶠等が闕疑して、隸字を以て寫してゐたものであらう。

五、紀年起自黃帝の證 このことを認ざれば、史記魏世家集解所引に「荀勗和嶠云、紀年起自黃帝」とあるのと、後序に「紀年起自夏殷周」及び晋書東哲傳の「記夏以來」とあるのととの差異を説明することができる。即ち杜預の所見には、黃帝以下が缺けてゐたものと推測するのである。<sup>4</sup>

六、篇卷 さて、かくの如くにして、校訂された紀年は幾篇（卷）あつたか。今、各記録について見るに

王隱晋書東哲傳曰、紀年十二卷見左傳後序正義

晋書東哲傳曰紀年十三篇

隋書經籍志古史之部曰紀年十二卷、注云、汲冢書、并竹書同異一卷

舊唐書經籍志乙部史錄編年類二之首曰、紀年十四卷

4

紀年起自黃帝の證據は尙次の如きものがある。一、郭璞山海經海內經注、引黃帝紀曰、竹書云、昌意降居若水、産帝乾荒、○大荒西經注引顓頊記云、竹書曰、顓頊産伯鯀、○海內南經注引帝堯紀云、竹書曰、后稷放帝朱于丹水。二、魏徵隋書律曆志引竹書紀年帝堯元年景子、三、羅泌路史後紀亦三を引く。四、虞世南北堂書鈔十七卷引、帝舜三年命咎陶作刑。

唐書藝文志乙部史錄編年類二之首曰紀年十四卷汲冢書

となつてゐる。

こゝで問題は、王隱唐書と唐脩晉書との差異である。前者は十二といひ、後者は十三といふ。併しながら、之は唐修晉書の誤に歸して解決するを妥當と考へる。何となれば、今唐修晉書東晉傳汲冢周出土の部分を見るに、出土篇目を述べた後に「大凡七十五篇」といつてゐるが、實は七十六篇である。而して、杜預も七十五篇といつて七十六篇とはいはず、共七十五篇が正しいと見るが妥當なるべく、そこに誤があると思ふことができるからである。然らば、何處に誤があるかといふに、一般的には、かゝる誤は容易に解決できる性質のものではない。併し、既に王隱の晉書に紀年十二卷とあり、隋志亦十二卷としてあるから、紀年篇の數を減じて七十五の數に合せるのが、簡單で素直であるやうに考へるのである。

併し、荀勗和嶠闕疑のものは、十二篇、杜預の見て「起自夏殷周」としたのも十二篇であるが、衛恒東晉完成のものは十三篇であるとする、即ち黃帝以下帝舜に至るまでを一篇と見て、衛恒東晉は荀勗和嶠闕疑十二篇のものにこの一篇を加へて十三篇としたといふこともできるのである。この説は同じく晉書東晉傳の「紀年十三篇」の下に「記夏以來」とあるのに矛盾するが、紀年十三篇を生かし、七十五篇を七十六篇と改め、「記夏以來」を「起自黃帝」<sup>1</sup>と改めて、矛盾の原因を去れば、唐修晉書に於ける限りには成立し得るのである。

1 之は篇數に關係なくとも、東晉は既に紀年校訂撰次の完成者であるから、當然改むべきである。

併しながら王隱晋書及び隋志共に十二卷としてあるのを如何にして否定するか。隋志に於ては、或は説明し得るかも知れない<sup>2</sup>が王隱晋書は、勿論自余の個處に於て誤はあるが<sup>3</sup>この十二卷とあるのを何の理由もなく却けることは甚だ困難である。且つ、なるほど杜預の所見は未完成のものであつて、夏殷周以下の記ではあつた。併し、幸か不幸か、杜預は紀年の篇數については、何の記録もしてゐない。たゞ出土全体について「大凡七十五篇」といつてゐるのみである。故に、所見の紀年は十二卷未滿のものであつたとも考へ得る。即ち、黃帝以下帝舜に至るまでは、邃古茫渺その紀の量少く一篇中の缺であつたとも考へ得るのである。

故に私は説明のつく方法に従つて、上述の如く解釋し、兩晋書及び隋志は共に十二篇であると考へるのである。<sup>4</sup>而して、隋志いふところの竹書同異一卷は、前述校訂について論議された記録が集められて一卷となり、傳つて隋志に於ては、別に著録されたと考へることが可能であると思ふ。故に、隋志に於ては十三卷であるといふに、も紀年原始の篇卷に變化があつたとは考へられないのである。

然らば、唐志の十四卷は如何。郝懿行<sup>5</sup>は後の編書者の襍入増加したものであると簡単に片つけてゐるが、如何なものであらうか。

さて、兩唐志十四卷なる記録については、疑を挾む餘地はないが、隋志に於ては、東晉完成の原始十

2 隋志の十二卷は竹書同異一卷を併せ數へることによつて説明できる。

3 發掘汲冢を安齋王の墓としてゐるが如き。

4 併し、尙疑なきを得ない。他日の考を俟つを適當と考へる。

5 郝懿行竹書紀年校正序（この書は十四卷に分ち、自黃帝至帝舜を一卷としてゐる。唐志の舊に合せてゐるが、似て非なるものである。）

二卷と同異一卷とを合せて十三卷であるものが、こゝでは更に一卷が増加してゐるのである。

上述によつて、多分の疑は残してゐるが、とにかく、原始十二卷なることは既に規定され、且つ同異一卷を内に入れて計算してゐるのも大した無理はなく首肯できるのであるから、新たに増加された一卷についての解釋がつけば、唐時の竹書紀年が如何なるものであつたかを略、知ることができると思ふのである。

こゝで私は

一、晋書儒林傳の「續咸有汲冢古文釋十卷、行於世」なる記述

二、梁の天監中沈約が始めて作つたといふ附注

三、沈約<sup>6</sup>と相前後する酈道元<sup>7</sup>の水經注所引の紀年文が、他書所引に比して遙かに確實にして、同じ唐時代でも、後に降るに従つて、取引の紀年文に出入が多くなる

といふ三點に就いて注意せざるを得ない。この三點に關する考察はやがて、唐志增多一卷に對する解釋に従ふことになると思はれるのである。

汲冢古文釋なるものは、隋志の竹書同異に類するもので、この一部が、唐時に於て紀年に裸入されたといふことは考へられ易いことである。

沈約附注に就いては、甚だ疑問がある。元明刊本竹書紀年二卷は皆梁の沈約附注を題してゐるが、そ

6、7 沈約は梁の天監中の人、酈道元は魏の景明から孝昌へかけての人、兩者殆んど並行してゐる。

れ以前のものには、書目に於て見る限りに於ては題してゐない。このことは

A 沈約の附注は全然なかつたものである。

B あるにはあつたが、極めて少量のものであつたがために、隋志に於ては、卷數を増多するに及ばず、唐中葉以後より上述汲冢古文釋といふが如きものと混淆されて、紀年本文に錯置され、遂に卷數を増加するに至つたが、唐末宋初の間、紀年の殆んど全部が散失して後、二卷本が輯成されるに至つて、諸、雜入の所謂附注を選別して題するに至つたのであらう。

といふ、二つの考へ方が可能である。

而して、Aは雷學洪が、

「沈氏之注、本傳及唐宋人書、皆失載、故世疑『偽託』、今考『母曰附寶』諸段、多見『宋書符瑞志』、誠或後人因『本注太略』、取而附益者、然約案及鄆縣衛縣等文、自是休文語、且房陵塞庫諸說、休文必所取受、非後人所能臆造、古人著作、其本傳及史冊失載者甚夥、不得『執此爲疑也』」(據紀

○ 沈約の附注に關しては林春溥竹書後案の説が詳細且妥當であると考へ、その説を採録する。「又曰、紀年正文外、有別行低一字者或以爲註、或以爲正文、然觀其語義、似非出一手、後人授引、每不分析、概以紀年目之、固非、而徐位山統箋、則以爲盡屬體文附註、亦未允當、如殷侯微有易下註、郭璞山海經已引之矣、此註當在沈前、如虞舜五十年帝陞下註、今海州、海州置於魏、武定時、此註當在沈後、沈約舊註、僅存八條、有約案二字、可考、其餘無約案者、不知出自何人、又有小字雙行註者、亦非出自一手、如帝癸十五年下註、成湯元年之類、疑卽作紀年者自註、如不知何年附此、及此年未的等語、疑出荀曼和驕校書時註、其引國語史記以辨正者、則出於衛恒東晉休文輩、皆未可懸揣也、他如依邳侯下之一作依、同姓諸侯 斟灌 斟 伐岷山下之一作山氏、觀于鹽澤下之一作王 幸安邑 觀鹽池、非是等語、則又後人校正紀年之註也。(竹書紀年補證)

年考証)

といつてゐるの妥當なるを承認して、否定せざるを得ない。

故に、Bの考へ方を探ることになるが、沈約の附注といはれてゐるものには、

一、沈約自身のもの

二、沈約以外のもの（1 全く別個のもの、2 沈約の語に僞托したもの）

の二種があると見なければならぬ、

三は、一、二と共に、唐時已に、紀年は原始十二卷、竹書同異一卷の外に附益が少くなく、本文以外のものが、本文と誤認されたことを明示するものである、

以上、一・二・三と考へ來つて、唐志十四卷は、原始十二卷、同異一卷以外に附益され、その卷數を増加したものであると考へることが可能になつてくると思ふのである。

四、古本散失考及び今本考

一、古本散失考 上述するところによつて、竹書紀年は、唐志に於ては、原始十二卷、同異一卷、附益雜入

一卷、（別に一卷あるに非ず、全卷に亘つて増多の意である。）計十四卷であつて、こゝに注意すべきは、さればたとへ、今日古本を輯校したといつても、既に原始そのまゝではなく、況んや埋藏當時のものではあり得ないといふことである。即ち杜預が、發掘竹簡を評して、「周易及紀年最爲分了」といつてゐるが、既に發掘の竹簡自身が殘缺である。<sup>i</sup> しかも、それを荀勗和嶠等校訂者が、隸字を以て全部書き改めたもの



契亦舜臣名也、司徒官名也、人之有道、言其皆秉舜之性也、然無教則亦放逸怠惰而失之、故聖人設官而教以人倫、亦因固有者、而道之耳、書曰天敘有典、勅我五典、五惇哉、此之謂也。

と述べて五倫に觸れてゐないが五倫を意味するものであらう。四書大全には朱子の説を疏して曰く

新安陳氏曰、典者人道之常、所以序本有此典也、勅正也、我謂君也、五典即父子至朋友、五者是也、勅厚也、勅正自我即天叙之本然者、而品節之、然後有有典、別而爲五典、而五者皆惇厚也、惇典言厚人倫。と、五典を五倫となして朱子の説を明かにしてゐる。

一、父子有親。父子の間には骨肉の親愛がある。父子はその體を異にするが、子は遺體であつて父子は同體である。故に其の間に親愛の情あるは云ふ迄もない。説文に親至也とあるを段玉裁は之を注し情意懇到日至、父母者情之最至者也。

と述べてゐるが其の意は明かである。太古未開の時に於ては母あるを知つて父あるを知らない事は莊子盜跖篇に「神農之世知其母、不知其父」とあるにても知らるゝのである。従つて子供を保育する任務は母にある。次第に世が進むに従ひ夫婦の道が正しくなり、父子の關係が確然たるに至つて父も亦保育に與り同時に父は家長として之を統率し父子間に於ても同様に感恩親愛の念が生ずるに至る。故に父子有親と説いて父子と云ふた所に大なる意氣が存する事と思ふ。而して父は母をも兼ね親を代表するものである。孟子五教を説くに父子の關係を第一に置くのは、父子は天合にして分るゝ事のないものである、事を表はしたものであつて、即ち門内治恩揜義、門外治揜義恩の思想に基くものである。

二、君臣有義。君臣の間に生ずる本務は義である。禮記に

國有患、君死社稷、謂之義。(禮記禮運)

とあるは君の義を説明したものである。楊子法言注に

義者臣子死節乎君親之難也。

とあるは臣下としての義である。又孟子に

君之視臣、如手足、臣則視君如腹心、君之視臣如犬馬則、臣視君如國人、君之視臣如土芥、臣之視君

如寇讎。(孟子離婁上)

とある。之に依れば君の臣下を取扱ふ態度如何によつて臣はその態度を決定するのであつて、義合へば則ち従ひ、合はざれば之を去るの意が見えて居る。是れ餘りに君の義か重くして、臣の義が軽く、餘りに自由を與へ過ぎたるかの感がある。然し之は臣を教へた語ではなく、君主に對して説いた語であるが故にかく云ふたものと思はれる。この點は我國に於ける君臣關係の義とは非常に相違する所である。父子は先天的天合にして君臣は後天的義合であるとする支那傳統の思想に基くものであつて、特に孟子は父子有親を第一に置き君臣有義を第二に置いた所以である。君臣の關係は人合にして合意の契約であつて委贄奠贄を以て君臣となる。この君臣の關係を結びつけるが義であつて、俸祿を受けるが爲でなく、自己の理想抱負を實行するのが臣たる者の目的である。故に禮記に

爲人臣之禮不顯諫、三諫而不聽則逃亡、子之事親也三諫而不聽則號泣而隨之。(禮記曲禮下)

とあるが如く親に對しては號泣して隨ふも君に對し三諫して聽かれざれば之を去るのである。即ち義は固く守る意味であると同時に、義は合離の原則である。

周書を標してゐるが、これに對する解釋は、楊慎の逸周書序に「蓋當時儒臣求汲冢七十五篇、而不得、遂以逸周書七十一篇充之」<sup>6</sup>といつてゐるのが妥當であると思ふ。要するに、汲冢周書十卷本は、宋時に於ては、既に之を見ることができず、當時存立せる孔晁注八卷本を折けて十卷の數に合せ、之に汲冢の名を冠したものであらう。故に、宋人所引の周書には、その何本たるを問はず、皆汲冢の名を冠してゐるのである。<sup>7</sup>

汲冢周書に於ては、大體右の如くであるが、楊慎が「蓋當時儒臣求汲冢七十五篇」といつてゐるのは勿論、その中に紀年が含まれてゐるのである。

更に、朱子文集卷四十三、「答林擇之」の書に、

三代正朔、以元祀十有二月考之、則商人但以建丑之月爲歲首、而不改月號、以孟子七八月十一月十二月之說考之、則周人以建子之月爲正月……杜元凱左傳後序載汲冢竹書、乃晉國之史、却以夏正建寅之月爲歲首、則又似胡氏之說可爲據、此間無竹書、頗爲見拙齋扣之、或有此書、借錄一兩年示及幸甚云云

とあるに據れば、朱子の時、紀年の原始（或は唐志十四卷本）は、或はあつたかも知れないが、つひに見ることができなかつたことを示してゐる。即ち朱子文集中、他に一二竹書紀年に觸れてゐる個處はあるが、何處にも之を見たといふ記事を見出すことはできないのである。されば王西莊蛾術篇卷十二にも

6 抱經堂校本逸周書所錄による。

7 之に關する證論は、別稿に譲る。又劉師培周書略說叙の所說亦詳確である。

「朱子有答林擇之書、使之求汲冢竹書紀年、此書今不傳、傳者贗本云云」といつてゐるのである。

玉海四十七、晉竹書紀年の條の注に、

唐志紀年十四卷崇文目不著錄中興目止有第四第六及雜事三卷、荀氏敘錄、一紀年、二紀令應、三雜事、皆殘缺下皆標云、

とある。十四卷を掲げ、注して、「中興館閣書目に、竹書三卷、一紀年、二紀令應、三雜事、とある」としてゐるところを見れば、中興書目編成の時、既に十四卷本はなかつたことを示す。而して、中興書目の作者陳騫と朱子とは、相前後して卒してゐる。されば、朱子の求めた竹書紀年は、その時、散失既に久しかつたものであらうと思ふ。即ち、太平御覽所引は、已に紀年原始の文でない。従つて、これ以後の所引はいはずもがなのことである。

さて、然らば上掲宋志所錄竹書三卷荀勗和嶠編といふところのものは、如何なるものであるか。この問題解決に關して、我等に最もよい暗示を與へるものは、宋の黃白思の東觀餘論<sup>10</sup>の所言である。今、先づその文を引いて、後、考を進めて行くことにしよう。即ち、東觀餘論校定師春書序に曰く、

秘書省校書郎臣黃某所校讐中師春五篇、以相校除複重、著三篇、篇中或誤以夢爲蒿、以放爲依、如此類者衆、頗擯已定、可繕寫、案、晉太康二年、汲郡民不準、盜發魏襄王冢、得古竹書凡七十篇、晉征南將軍杜預云、「別有一卷、純集左氏傳卜筮事、上下次第、及其文義、皆與左傳同、名曰師春、師春似是鈔集人名也、」今觀中秘所藏師春、乃與預說全異、預云「全集卜筮事、」而

8 同書竹書紀年の條による。

9 朱子卒慶元六年庚申（一八六〇年） 騫卒嘉泰三年癸亥（一八六三年）

10 黃白思、宋政和年間之人、字長齋、號雲林子、別字霄賓、東觀餘論、凡二卷、多考證古器、四庫全書總目謂其精博勝於集古錄。

此乃記諸國世次、及十二公歲星所在、並律呂謚法等、未乃書易象變卦、又非專載左氏傳卜筮事、繇是知此非預所見師春之全也、然預記汲冢他書中、有易陰陽說、而無象繫、又有紀年、三代並晉魏事、疑今師春、蓋後人雜鈔紀年篇耳、然預云、「紀年起自夏商周」、而此自唐虞以降皆錄之、預云、「紀年皆三代王事、無諸國別」、而此皆有諸國、預云、「紀年特記晉國」、起癸叔、次文侯昭侯、而此記晉國世次自唐叔始、是三者、又與紀年異矣、及觀其記歲星事、有杜征南洞曉陰陽之語、繇是知此書亦西晉人集錄、而未必盡出汲冢也、然臣近考辨秘閣古寶器、有宋公緜鍊鼎、稽之此書、繇乃宋景公名、與鼎銘合、而太史公記及他書、皆非同、繇是知此書尚多古事、可備考證、固不可廢云、謹弟錄上、

と。これに據れば、政和年間に於て、中秘に師春五篇なるものがあつたが、黃白思は、その中に、諸國世次、魯十二公歲星所在、併せて律呂謚法易象變卦等が記してあつて、専ら卜筮の事のみを載せたものではなくて、左傳後序の説と合はないのを疑つて、之は後人が、紀年篇を雜鈔したものであるとなし、そこで、重複するところを校除して三篇を定著したといふのである。

こゝに黃白思のいふ五篇は、題して「師春」と作つてゐるが、その内容が、晉書束皙傳に杜預後序のいふところによれば、單に師春ばかりでないことは、黃氏の疑つたとほりである。併し、黃氏は杜預の後序のみを見て、その雜入について、「是後人雜鈔紀年篇耳」とのみいつてゐるが、束皙傳のいふところを

詳細に見れば、黄氏所見の師春五篇中に、記載されてある内容は、出土當時の篇目に、夫々相符せしめることができるのである。即ち、

一、三代唐虞より以降を記し、晋魏の記事唐叔より始り、又諸國の世次を記してゐるものは紀年である。

二、卜筮を記してゐるものは師春である。

三、歳星律呂を記してゐるものは大曆である。

四、諡法を記してゐるものは名篇である。

五、易象卦變を記してゐるものは易繇陰陽卦である。

されば、當時中秘中に、汲冢出土七十五篇の殘缺が「師春」なる題名の下に、僅か五篇中に不純の内容を以て雜錄されて殘つてゐたと解することができる。而して、紀年の原始は、既に失はれてその中に僅にその一部を止めてゐたに過ぎないのである。

さて、之を黄氏が、校訂して師春三篇を定著したといふのであるが、その内容は如何。

玉海四十七、注に「中興目止有第四第六及雜事三卷、下皆標云、荀氏叙錄、一紀年、二紀令應、三雜事皆殘缺」とあるが、之が實に、黄氏訂爲の師春三篇ではないだらうか。而してその内容は、一紀年、二紀應令、三雜事であつて、黄は紀年を別けて一卷（篇）となし、餘は紀應令と雜事とに分けたのではなからうか。<sup>11</sup>

こゝに於て、私は些か違うする嫌はあるが、臆測してこの三篇が即ち、宋史が據つて以て竹書三卷荀勗

和崎編としたところのものではなからうか。即ち、三篇の盡くは紀年でないから、たゞ「竹書」とのみ名づけたのではなからうかとするのである。

こゝで私は、太平御覽を始め以後の宋代諸書所引紀年文の母體は、或は宋の中秘所藏の師春五篇而して、黃氏校訂後は宋史の所謂竹書三卷ではないか、かくして、所據既に一ならざるを以て引用の紀文亦統一のないものであると推測するのである。而して紀年のみの量は各、一卷程度のものであるが、援用母體の内容は、上述より推して解釋すれば、唐の後賢が、竹書の長曆<sup>12</sup>に考據して、紀年文の左傳史記等に異なるものを鈔出し、之を依次し、周の幽王以後の如きは、殘缺のため止むを得ず史記の説に據り、冠するに周年を以てし、傍ら同異を參考し、その他師春、大曆、名、易陰陽等四種も、亦皆その精要を摘録し、されば、上述せる如く、ただ「竹書」とのみ綜名して細目を標せず、正に、文選、意林等が好むところを撫取したやうなものではないかと推斷するのである。されば、引用母體の稱呼も一ではなかつたことも理解せらるべく、その間差誤矛盾不統一のあつたことは、免れ難いところである。さればこそ宋時所引の紀年文には、出入矛盾が多く、誠に煩はしいものである。<sup>13</sup>

11 玉海は又、晋竹書紀年の注の第三に、中興書目と標して、「汲冢師春一卷、案杜預云、純集疏左氏傳卜筮事、今雜叙諸國世系及律呂諳法、未載變卦雜事」と記録してあるが、案語は黃氏いふところと殆んど相同じい。然るに、黃氏は校讎中の師春五篇といひ、著三篇といつてゐる。こゝに解釋のできない部分が介在するのである。併し、中興書目は今傳はらず、之を見るを得ず、詳かにすることはできないが、政和黃氏の時代から、中興書目編纂及び玉海編著に至るまでは、殆んど百年を経過してゐる。されば、玉海中興書目の兩者或は一者に誤謬なきを保し難い。されば、黃氏直筆を信ずるに若かないのである。

12 紀年長曆考は別稿に譲る。

13 この具體例は別稿に譲る。

かくの如くにして、宋時存在の紀年は、既に原始のそれとは、遙かに異つたものであるが、更に元明來傳の紀年二卷本は如何といふに、上述の如き宋本の、更に殘缺したものに據り、又、古書所引の紀年文を刺取亂抽し、之を附益したものであると推測することができるのである。それは、吳瑄校本、何氏校本が、毎に校勘の辭を列して、紀注の下に附してゐることによつて知ることができるのである。

今本とは即ちこの元明以來の傳本二卷をいふのである。

三、今本と古書所引との差異の程度 今この今本を以て古書の紀年を引いてゐる數書を擧げて比較して見るに、

一、郭璞穆天子傳注所引紀年七條 今本はたゞその六條を存するのみ、

二、酈道元水經注所引紀年百二條 今本は失載するもの數十に及ぶ、

三、瞿曇開元占經所引紀年十一條 今本失載するもの六、

四、李善文選注所引紀年十條 今本失載するもの一、

五、司馬貞史記索隱、張守節同正義所引紀年百數十條 今本遺失過半、

以て、その眞を去ること如何に遠きかを知ることができるのである。併しながら今本にも、尙信ずべき部分がある。それは、周宣より以前、凡そ唐虞三代の年數及び堯元の兩子、舜元の己未、仲康五年癸巳、武王十一年庚寅、康王十二年乙酉、幽王六年乙丑、及び禹より桀に至る、滅夏より受に至る、滅殷より幽に至る等の文は、猶、竹書の舊文の如く、古書所引と悉く合ふ。故に、堯より以來、幽厲に至る、その紀年の年は猶之を三代の眞迹であるといふべく、後人の詭託するところではないのである。

四、今本と古本との體裁 さて、上述するところによつて、今本と唐以前諸書所引本との相異の甚しいことは、



之を知ることができた。併し、紀年の原本は、上述のとほり、宋時は既にないのである。故に今、こゝに古本といふも、その纏つた實物としては、既述の如く、清朝の高明篤學の士の輯校したものより外にはないのである。而して輯校には、自ら巧拙疎密の差があり、甲は或一部には優れてゐるが、或一部に於ては劣つてゐる、乙は或部分に於て劣るも、他の部分に於て優るといふ憾なきを得ないのである。

併しながら、今本の成立が上述の如くであるに對して、古本は、できるだけ舊いところに於ての所引を萬遍なく蒐集し、可及的範圍に於て、原始の姿を再現しようと努力して輯成されたものである。勿論、そこに不可能の部分の殘されてゐることは事實であり、同時に止むを得ないことである。

こゝに、今古兩本體裁上の差異を知るに、甚だ便利なことは、王國維が始めに古本竹書紀年輯校を作り、次いで今本竹書紀年疏證を作つてゐることである。王氏の兩本を對看して、略々その相異を知るときは、他本に對して、その今古の判斷を謬ることはないであらうと思ふのである。

さて、この相異を一般的にいへば、

- 一、年を繋ぐるに、周以後に於ては、今本は終始して周紀年（即ち周王何年の如し）を用ひてゐるが、古本は、周宣王四十三年を以て周王紀年を終り、以下は晋紀となり、晋烈王二十一年より變じて魏武侯の年を用ひ、魏紀となつてゐる。即ち、晋魏の史記たる體裁を備へてゐるのである。

- 二、曆は、古本は終始して夏正を用ひてゐるが、今本は周平王以後は、改めて周正を用ひてゐる。14

その本質的相異は、大體右二條の如くであるが、之によつて見ると、今本は、宋本の殘缺に附加して作つたものであるから、その不明の部分をも強ひて連續せしめようとしたために、止むを得ず、又便利なるがために、史記その他に依據して組立てられたものであることがわかる。尤も魏哀に關する史遷の誤の如きは、之を襲用してゐないが、獨り史記のみならず、後世のものを、たゞその便利なるに従つて襲用してゐるのである。されば王國維が、

今本所載、殆無一不襲他書、其不見他書者、不過百分之一、又牽空洞無事實、所增加者、年月而已、且其所出、本非一源、古今雜陳、矛盾斯起、既有違異、乃生調停紛糾之因、皆可剖析、夫事實既具他書、則此書爲無用、年月又多杜撰、則其說爲無徵、無用無徵則廢此書可、又此疏證、亦不作可也、然余懼後世復有陳逢衡輩、爲是紛紛也、故寫而刊之俾與古本輯校並行焉<sup>15</sup>

といつてゐるのは、強ち誣言ではないのである。故に、古本はよく史記その他を正すに足るが、今本は周宣以後に於てはその逆であることを知るのである。

##### 五、現存善本考

一、明以後の傳本 上述するところによつて、清朝に入つて、古本が輯校されるまでの傳本は、皆之を今本といふべきである。併し、今明以後の傳本を私の知つてゐるだけ挙げれば、大體次の如くである。

一、明大字本二卷。之は首尾が殘缺してゐて、校者の姓名を題せず、帝舜以下周顯王に至るまでは、尙完全であつたといふ。字體は元人所刻の書に類してゐて、微を徵に作り、杜を社に作つてゐるなど、譌舛少なからず。併し、その校勘の精當なところは現在本に優るといふ。殷商紀に於ては伊尹乃自立、及び太甲殺伊尹の二事を削り、晉魏紀に於ては滅荀城荀等のことを脱してゐるといふ。恐らくは元明間の校刊本であらうと思ふが、今傳はらず、見ることができぬ。

二、漢魏叢書本、張遂辰閱本。即ち明何氏校本である。

三、天乙閣本 范欽訂本。

四、史拾遺聞本、吳宏基校本。

五、古今逸史本、吳琯校本。

六、秘書廿一種本、汪士漢校本。即ち吳琯校本によつたものである。

清朝以前の上六種である。清朝になつてからの校補或は輯校本は、大體次の十八種であるが私の見たものはたゞ十二種である。(○印は所有本、×印は所見本)

一、孫之駿考訂竹書四卷 別に十三卷本がある。孫晴川八種の中にあるといふ。又刊本もある筈である。不幸見るを得ないが、前に四卷本あり、後に十三卷本があるところを以て見れば、或は前者を今本の校訂、後者を古本の輯校と見ることができるとも知れず、興味ある材料であらうと思はれる。

×○二、徐文靖竹書統箋十卷 二十二子全書の中にある。四庫全書總目にも著録されてゐるが、その語

に曰く、「蓋作於孫之駮考定竹書以後云云蓋文靖誤以紀年爲原書、又誤以其注真出沈約、故以箋自名、如鄭元之尊毛公也」と。その巻初の雑述は、よく材料を集めてゐるが、文字通り雑述であつて、竹書紀年の實體に關して、明確なる理解があるものとは考へられぬ。その結果は、全篇殆んど、據るべからざるものである。私の所有本は、二十二子全書(浙江書局刊本)であるが、外に、乾隆十五年崔氏刊本、位山六種本がある。

三、任啓運竹書證傳、統箋の序文中に出てゐるが、未だ刊本あるを聞かず。

四、鄭環竹書考證。

×〇五、張宗泰校補紀年二卷、聚學軒叢書第三集中に在り、又單行本がある。この單行本は誠に得がたいものになつてゐるが、私は幸にして、在北平中、琉璃廠の書肆中に之を發見、所有してゐる。この本は二卷本ではあるが、張氏が古本の如何なるものであつたかを理解してゐたことを示してゐる。即ち、その體裁は古本のこれを備へてゐる。私の所有本は首尾一二張を缺いてゐて、序跋なきを憾とするものである。體裁は古本であるが、その内容が宋本の殘缺を校補したに過ぎない吳氏本と大同であつて、古書所引紀文に據つて増補するところ僅かに二十餘條であることは物足りない感がするのである。併し、その比較的舊き時代に於てのものとしては大いに採るべきものであると思ふ。

×〇六、陳詩紀年集註二卷、吳本何本に據つてゐるが、附注を載せてゐない。略古の説を引いて各條下に分注してゐるが、今古本の區別が、どの邊まで理解されてゐたかについては、甚だ疑問である。

その價值は張本と相伯仲する程度のものである。この書も、今は得難い部に入つてゐるが、露店等に動もすれば出てゐることがある。私は露店に於て、之を需めて所有してゐる。

七、趙紹祖校補紀年二卷。

八、韓怡紀年辨正四卷。

×九、洪頤煊校本竹書紀年二卷。平津館叢書、傳經堂叢書附録中に在り。

×十、陳逢衡竹書紀年集證五十卷。甚だ膨大なるものであるが、その考古に益なきこと、王國維の批評の通りである、

十一、洪稚存校本。

×〇十二、林春溥竹書紀年補正二卷、單行本及び竹柏山房十五種本あり。その序及び竹書後案中の所言は、大いに採つて以て參考するに足るが、即ち多くの疑問を提出してはゐるが、本人は未だ何等の結論にも達してゐない。憾むらくは今本を信ずることの傾向甚だ濃厚である。故に、その本文は據つて以て史料考據の資に供することができないのである。

×〇十三、郝懿行竹書紀年校正十四卷。十四卷に分つて、唐志の數に合せてゐるが、今古の區別明瞭ならず、羊頭狗肉の誹を免れないものであらう。

×〇十四、王國維今本竹書紀年疏證上下二卷。今本といふものは、無用無徴のものであるといふことを世人に知らしめるために作つたものであると、その序にいつてゐる。

×〇十五、王國維古本竹書紀年輯校一卷。今古本に對して、明瞭にその區別を理解して作つてゐる。併し

今古本に關する見解は、古本竹書紀年輯校序に於て簡單明瞭に説いてある。(觀堂別集附補遺後編中に見ゆ)(後述) 兩本とも海寧王忠憲公遺書第三集中に收められてゐる。

×〇六、雷學淇校訂竹書紀年十四卷 (後述)

×七、雷學淇竹書紀年義證四十卷。原稿本。私は北平北海圖書館に於て、之を親見した。昨年錢稻孫氏發行の雜誌中に市場に出たことを載せてゐたので、早速尋ねたところ、又引込んでしまつたやうである。その眞贋は實見してゐないからわからない。この書は竹書紀年考證に貢獻するところ絶だ大なるものがある。何とかして、手に入れたいものである。

×六、男國楨校字校補竹書紀年。古墨齋藏板本。これも珍本の部に入るものである。北平孫人和氏所藏、私は日を限つて借覽したため、その内容を審かにすることができなかつたのを憾としてゐる。

この外嘉定朱氏右曾の汲冢紀年存眞二卷があることは知つてゐるが見ることができない。

以上の中、私の親見して理解した限りに於ては、古本輯校は王國維及雷學淇のもの二種より外にないのである。

されば、善本として擧ぐべきものも自らこの二種に止まる。

二、善本考 さて善本第一の善なるものは雷氏のものである。雷氏は大字・吳・何・張・陳の五家本によつて、校訂輯補したので、その版本には次の三種がある。

一、未定稿本。これは未定稿を家刻したもので、未だ形態を完備してゐない。されば目次にあつて本

文にないもの數個ある。その體裁も次の校訂本とは大分に異なるものである。この板本は、現在誠に得難いものであるが、一部、私が留學中、倉石武四郎氏が新城博士の需に應じて琉璃廠の書肆より購ひ郵送されたことを知つてゐる。恐らくは、現在新城氏の所藏になつてゐるであらう。

二、校訂竹書紀年、は紀年六卷、紀年辨誤一卷、紀年考證一卷、紀年年表二卷、紀年曆法天象圖一卷、紀年地形都邑圖一卷、紀年世繫名號圖二卷、共十四卷、家刻。之は在北平中、前後を通じて三部見た。一部は孫人和氏所藏、二部は入手したが、一部は諸橋先生が需められ、一部は私が所有してゐる。書目に（四庫簡明標注目錄及び邵亭知見傳本書目）載つて、世間で普通知つてゐるのは、之である。

三、重校本。之は前者を重校したもので、義證四十卷も一括して刻印しようとしたものらしい。改作の部分多く、到底書寫に堪へないほどのものである。この書は在北平中二部見た。一は缺本、一は完本で、中江丑吉氏所藏のものである。私は同氏のもの借りて、對看夫々朱記してゐた。後得の材料及び考竅に従つて、校訂本の非及び不備を補つたものである。校訂本と重校本との差異は、現物を看て比較するにあらざれば具には説明し難いが、その體裁上の著しいものは、

一、重校本には封面にたゞ「紀年」の二字を題するのみ、總目を頭出して略例を次し、序がない。この無序については、私の所見本落張があるのではないかといふ疑なきを得ない。

二、重校本には、校訂本の書心に亦器器齋とある四字がない。

三、目次の終に、校訂本にはないが、重校本には「紀年義證四十卷續刊」と出てゐる。大體右の三點である。

以上三種の中、我等の採つて以て參考としたのは、勿論重校本である。而して之を群書中の壓巻となす所以のものは、(一)その辨誤考證の精到にして明快なる、何人にも首肯せしむるに足る部分の甚だ多いこと、(二)その輯校論證の精細適確なること、(三)年表、地圖系譜等、竹書紀年の研究として、これ以上のものは、容易に作り得るものでないと考へられることである。私がこの稿を草するに當つて、古本の散失、今本の源流に關して最も多く教へてくれたものは、この書である。深く故人に對して感謝してゐる次第である。

王氏の古本竹書紀年輯校は、雷氏に次いで優れたものであるが、論證が動もすれば高踏的或は直感的で、従つて、精密なる點に於て、雷氏に譲ること數歩では止まらないであらう。殊に、その年數の數へ違ひの如き、惜しむべき誤が少くないのである。恐らくは王氏は雷氏のものを見てゐないであらう。

附雷學洪の傳 雷學洪の本傳は清史列傳、卷六十九、儒林傳下二に載つてゐる。それによれば、字瞻叔、順天通州の人である。嘉慶十九年進士、山西和順縣、貴州永從縣の知縣となつたことがある。生平討論の學を好み一解を得る毎に、その會通を求め、諸經の文に於て牴牾するところなきを務めたといふのである。その著書には、紀年十四卷の外に、古今服緯注釋(父鍾の著古今服緯に注釋を附したもの)同附錄釋問一篇、異同表二篇。夏小正經傳考二卷、夏小正本義四卷、校輯世本二卷、古經天象考十二卷、同附圖說二卷、亦囂囂齋經義考及文三十二卷、等がある。